

【HP掲載 Q&A】

Q 1. 会社更生を申し立てたとのことだが、会社更生とは何か？破産とは違うのか？

A 1. 破産手続のように会社を清算するものではなく、再建の見込みのある株式会社について裁判所及び保全管理人の管理監督のもとで、会社の事業をこれまでのとおり継続して参りながら、再建を図るための手続が会社更生手続です。

会社更生法は、日本航空（JAL）のような上場会社や大規模な会社に適用されるものであって、特別の再建手続ですので、会社が潰れてなくなるということではありません。

Q 2. 会社更生を申し立てたことにより、電力供給に問題は生じないのか？

A 2. 会社更生手続は再建型の手続であり、当社は、これまで同様に営業を継続して参りますので、お客様向けの電力供給についてまったく支障はありません。

Q 3. 電力供給についても支障がないとのことだが、契約内容が変わったりしないのか？

A 3. 会社更生の申立によって電力供給契約の内容が変更になることはございません。

Q 4. 今後、会社はどうなるのか？ スポンサー等はいるのか？

A 4. 保全管理人のもとで会社再建の手続を進めます。当社の事業については、現在複数のスポンサー候補者様が支援について検討されており、現在、スポンサー選定手続を進めているという状況です。

Q 5. 会社は何故、会社更生の申立をしたのか。

A 5. 販売市場における環境の悪化や電力調達コストの負担の拡大を背景に、今冬の市場高騰を契機として会社更生の申立に至りました。

Q 6. 既に、(新規契約・解約・住所変更など)の申し込みを行っている。会社更生法の申立によって何か手続が必要か？

A 6. 特に必要はありません。